

法務委員會議録 第五十三号

昭和二十七年五月十九日(月曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 鍛冶 良作君 理事 山口 好一君

理事 田方 廣文君 安部 俊吾君

理事 押谷 富三君 北川 定務君

眞鍋 勝君 大西 正男君

吉田 安君 梨木作次郎君

猪俣 浩三君 世耕 弘一君

出席政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君

檢察法意見長官 野木 新一君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局人局長事務代理) 鈴木 忠一君

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

五月十九日

委員加藤充君辞任につき、その補欠として梨木作次郎君が議長の名で委員に選任された。

五月十七日

市区町村役場における戸籍届出用紙等の無料頒布中止に関する陳情書(大阪市東区本町一丁目一番地大阪府行政書士会長西口省三)(第一八二九号)

破壊活動防止法案反対の陳情書(北海道空知郡歌志内地区労働組合協議会議長橋本一男)(第一八三〇号)

同(日本鋳業株式会社上北鉱山労働組合長中野民夫)(第一八三一号)

同(東京都杉並文化人懇談会小澤茂外七十六名)(第一八三二号)
同外一件(静岡県志太郡相川村上泉川井憲司外三十名)(第一八三三号)
同(栗本鉄工所本社工場労働組合組合長前川善之助)(第一八三四号)
同(全神戸自動車運輸労働組合拡大執行委員会委員長東正)(第一八三五号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五五号)

○佐瀬委員長 これより会議を開きます。
本日の日程に入る前にお諮りいたします。今会期中におきまして、今後最高裁判所長官またはその指定する代理人者より、本委員会に出席説明したいとの要求があります場合には、国会法第七十二条第二項の規定により、これを承認するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐瀬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。
これより裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、裁判所当局より説明したいとの申出がありますのでこれを許します。鈴木説明員。

○鈴木最高裁判所説明員 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

定員法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。
この法律案においては、裁判所の職員を合計して八十四名を増員しようとするものでございますが、その内訳を申し上げますと、裁判所事務官及び雇い合計七十人、それから裁判所技官及び看護婦合計十四人、以上合計八十四名を増員の予定でございます。

まず裁判所技官及び看護婦合計十四名の方から御説明申し上げます。そのうちの四名は裁判所技官でございます。裁判所技官及び看護婦の増員という事は、これはおもに家庭裁判所の事件を担当する面から必要なので増員をお願いしてあるわけでございます。御承知のように、家庭裁判所においては少年並びに家事事件を取扱つておるのですが、少年事件については、少年の犯罪等の審理、調査等にあたりまして、その精神医学的な知識が非常に必要でございます。そのために裁判所技官を技官として採用して、少年事件における精神医学方面等についての調査に当たって、少年事件の適切な処理をいたしたいと思つたのであります。その以外に家事事件につきましても、離婚事件であるとかその他家事の紛争事件につきましても、精神的のみならず肉体的な原因による離婚事件等が相当多数あるのでございますから、その方面のこともこの裁判所技官をして担任させ、ある場合には裁判官の足

らない知識をこれら技官によつて補う目的であります。それと関連いたしまして、少年を取扱う場合、婦女子等を家事事件について取扱う場合、そういう医学上の知識その他の必要がある場合に備えて看護婦を十名ということにございまして、合計十四名ということになるわけでございます。

それから裁判所事務官及び雇い合計七十名の方は、これは主として裁判所の警備職員に充てるための人員でございまして、御承知のように、特に最近におきまして、裁判所の法廷の内外の警備が必要な事態が次から次へと頻発しておりますので、それに備えるためにはやはり相当機敏に働き得るような、同時に肉体的にも従来のようなあまり年寄らない職員を必要とするので、事務官として採用する。そうして実際は兼廷吏として実際の職務を行わせるというために、七十名の増員をお願いしておりますわけでございます。現在裁判所の法廷の内外における警備は、具体的な事件についての開廷の際には、あらかじめ手配のできる場合には、警察等に連絡をして警備いたしておりますけれども、一般の場合は、おもに裁判所の廷吏をもつて法廷の内外を警備いたしておるわけでございます。そういう廷吏が現在どのくらい現在員としてあるかを申し上げますと、四月一日の現在において六百七十名でございます。欠員が百名足らずでございますが、これは先般行われました裁判所職員の整理に際しまして、欠員の補充を全面的にとどめておる関係上、百名足らずの欠員があ

るのであります。これは急速に補充をする必要に迫られており、なお、その上七十名の警備要員として、事務官、雇いを要求しておるわけでございます。この七十名の事務官あるいは雇いとしての警備要員は、大体要所々々に配属をいたして置かしまして、必要の際には移動ができるように、配属を重点的にいたす方針で、この七十名を全国の裁判所に一名とか、二名とかいうように、ばらばらに配属する方針でございまして、法廷内の秩序維持は裁判官の臨機応変な措置にまづつことはもちろんでございますけれども、やはりそれとともに、その措置を受けてすぐに気転をきかして、しかも機敏に、時を失せず適当な措置をとる職員が必要なので、従来そういう点から申しますと、裁判所の廷吏というものは割合に年がとり過ぎておつたり、給与の面からして必ずしも機敏に、敏活に働き得る職員が多いとは申されなかつたのでありまして、そういう点についても十分考慮を払つて、頭のきく、そうしてからだのきくような職員を採用する方針でございます。

大體、以上申し上げた通りであります。

○佐瀬委員長 この際伺つておきたいのは、増加された人員の配属を場所的に御説明願つておきたいと思つております。

警備現況についてもただいま若干御説明があつたようであります。なお、最近、各裁判所における法廷秩序の維持の面から、若干遺憾に思われる点もあ

りますので、なおその具体的な事例について調査がされておれば、この機会にあわせて御説明を願つておきたいと思ひます。

○鈴木最高裁判所説明員 たいだいま申し上げました七十名を重点的に配置をする計画だと申しましたが、それをさらに具体的に申し上げますと、東京地方裁判所に事務官一名、雇いを十六名、大阪地方裁判所に事務官一名、雇いを十名、名古屋地方裁判所に事務官一名、雇いを七名、広島地方裁判所に事務官一名、雇いを七名、福岡地方裁判所に事務官一名、雇いを七名、仙台地方裁判所に事務官一名、雇いを七名、札幌地方裁判所に事務官一名、雇いを五名、高松地方裁判所に雇いを四名というような割合で配置をいたす計画でございます。

それから法廷の秩序維持のために、現在どういふような警備状況をいたしておるかという御質問でございますが、これは一々の裁判所について具体的に申し上げるだけの資料を正直のところ所持いたしておりません。ただ最近の事例を申し上げますと、最高裁判所で、先日社会党の委員長鈴木氏から提訴された行政事件がございまして、その事件の裁判のときは、事は民事事件でございますけれども、万一法廷において傍聴人が騒ぐといふようなこと、絶対に予想がされないといふわけではないので、最高裁判所としては、その場合にも備えて警備員等の用意もいたしたのであります。その際などには、最高裁判所の要員だけでは不足いたしましたので、高等、地方等の要員を借り出して、あらかじめ配置につかせて、いざ事があつたらと

いう用意までしておつたような状況でございます。

大体各地において人数のいる場合には、地方裁判所である場合には高等裁判所の要員をして充てるというようにやつておるようでございます。

東京地方裁判所における法廷秩序維持のためにどの程度のことをしておるか、どういふ状況であるかということをかいつまんで申し上げますと、今年の一月における開廷回数十回、事件数が十、それに対して、派遣を受けた警察官吏の延人員は四百四十七名、それから実際に派遣を受けた人員は、出動を待機せしめた警察官吏の延人員といふのが六百二十名でございます。それから警備をなした裁判所の職員は延人員は百二十名でございます。それから二月について申し上げますと、開廷回数が六回、事件数は六、これについて派遣を受けた警察官吏の延人員が百九十五名、出動を待機せしめた警察官吏の延人員が三百四十名、警備をなした裁判所職員は延人員が百七十五名、三月について申し上げますと、開廷回数が十三回、事件数が八、派遣を受けた警察官吏の延人員が六百七十五名、出動を待機せしめた警察官吏の延人員が七百九十名、警備をなした裁判所職員は延人員が百四十六名、四月について申し上げますと、開廷回数が八回、事件数が八、派遣を受けた警察官吏の延人員が八十八名、それから出動を待機せしめた警察官吏の延人員が三百八十名、警備をなした裁判所職員は延人員が八十名、以上の一月から四月までの総計を申し上げますと、開廷回数三十七について、派遣を受けた警察官吏の延人員は千三百九十七、出動を待機せし

めた警察官吏の延人員が二千三百三十、警備をなした裁判所職員は延人員の総数が四百十三というふうになつております。

たいだいま申し上げました開廷回数と申すのは、警備を要する事件のみの数であることは申し上げるまでもないこととあります。

○佐瀬委員長 以上をもつて一応本案に対する説明員の御説明は終了いたしました。これに対する質疑を通告の順に従つて許したいと思ひます。梨木作次郎君。

梨木委員 私はいまだ説明されなした裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案に関連しまして、どうして田中最高裁判所長官の出頭を求め、最近における裁判の秩序維持に關する長官の考え方を聞いておきたいと思つております。この点について、まず田中最高裁判所長官の出頭を求め、その理由を説明したいと思ひます。

田中最高裁判所長官は、従来しばしばまことに不穩当な長官としての政治的な見解、裁判に対する押しつけがましい訓示を公表してあります。彼はこゝういふ政治的な意見や見解に基いて現在の裁判の秩序の維持をはからうとしておることが明らかであります。その一環といつたしまして、本日出されましたような裁判所の警備員をふやすことによつて裁判の秩序を維持しようとしておる。かような考え方がこの法案の提出の大きな理由になつておると私は考えます。特に彼が一九五二年の新年の言葉といつたしまして、裁判所時報に發表してあるところの彼の見解を見ますと、まづたくこれはわれわれとい

しまして、放置できないような、きわめて乱暴な意見を發表してあるのであります。一例を申し上げますと、こゝういふことを言つておるのであります。「国内社会の状況はどうか。いかにかに戦争による物質的窮乏の結果であるとはいへ、道徳の頹廢、社会秩序の紊亂、悪質犯罪の増加は、警察力や裁判所の充實強化をますます要求しつゝある実情ではないか。目を国際社会に転ずるときに、同じ現象が見受けられるのである。ヒトラー、ムソリーニ、東條の軍国主義的、極端な国家主義的禍害は取除かれたが、似而非哲学、偽科学によつて粉飾されたところの極力主義と独裁主義と、その結果である人間の奴隷化において、ファシズムやファシズムにまさるとも劣らない赤色インペリアルイズムは、その発祥の領域を越えて、世界制覇の野望を露骨に現わし始めた。世界人類社会の危機がこれより重大深刻であつた時代は過去において存在しなかつたのである。」こゝう言つて、さらに中略いたしまして、「これらの諸國は国際連合の正統的な理念である平和主義と民主主義の忠実な使徒として、恐るべき国際的ギャングの侵略を食いとめるために、一致結束しつゝある。朝鮮の戦亂はこれらの諸國がいかなる程度に国連の理念に忠実であるかを実証したのである。」中略、「もし現在の二つの世界の対立に直面して、なお中立の可能性を信じる者があるとするならば、その現実の情勢の認識の欠如に驚くべきではない。さらにわれわれはその道徳的信念と勇氣の欠如を批判せざるを得ない。」こゝう言つて来まして、さらに「もし彼らが真に真理と平和に忠実ならば、共產主義者でない

限り、平和條約や安全保障條約に批判を加える前に、それ以上の熱意をもつて、まず共產主義の理念及びこれを奉ずる國々の現実に批判を向けなければならぬはずである。」こゝう説いて来ておるのであります。さらに「講和と裁判官」と題しまして、これは法曹第三十一号、昭和二十六年十月十五日付の発行であります。これにはこゝういふことを言つておられます。従つてこれらにイデオロギー的に否認する政党がもし存在するとするならば、それは現実の政治の合目的性の考慮は別論として、理論的には当然に非合法と認められなければならない。同一のことは裁判官にも適用される。新憲法の精神を否定する世界観や理論を抱懐する裁判官は、いかに法律技術にすぐれていても、裁判官として不適格である。またこれに對し信念を欠き、または懷疑的な者は裁判官として適當であるとは言えない。それらの者は少くとも高度に良心的であることが要求される裁判官として、安んじてその地位にとどまり得ないわけである。」こゝういふようにして彼は明らかに最高裁判所長官といつたしまして、世界に二つの対立がある、日本はこの一方の自由主義諸國に加担したのである、だからこの相手の共產主義諸國に對して、これは絶対中立的な立場をとるべきではなくして、これは力をもちつて対抗すべきである。要するに早く言えは戦争すべきであるといふ戦争の挑発を行つておる。しかも彼のこゝういふ考え方に同調しない裁判官といふものは、これは裁判官としての地位にとどまり得ないのであると極言しておる。しかもこれは單に彼の思想ではなくして、裁判所時報や

しまして、放置できないような、きわめて乱暴な意見を發表してあるのであります。一例を申し上げますと、こゝういふことを言つておるのであります。「国内社会の状況はどうか。いかにかに戦争による物質的窮乏の結果であるとはいへ、道徳の頹廢、社会秩序の紊亂、悪質犯罪の増加は、警察力や裁判所の充實強化をますます要求しつゝある実情ではないか。目を国際社会に転ずるときに、同じ現象が見受けられるのである。ヒトラー、ムソリーニ、東條の軍国主義的、極端な国家主義的禍害は取除かれたが、似而非哲学、偽科学によつて粉飾されたところの極力主義と独裁主義と、その結果である人間の奴隷化において、ファシズムやファシズムにまさるとも劣らない赤色インペリアルイズムは、その発祥の領域を越えて、世界制覇の野望を露骨に現わし始めた。世界人類社会の危機がこれより重大深刻であつた時代は過去において存在しなかつたのである。」こゝう言つて、さらに中略いたしまして、「これらの諸國は国際連合の正統的な理念である平和主義と民主主義の忠実な使徒として、恐るべき国際的ギャングの侵略を食いとめるために、一致結束しつゝある。朝鮮の戦亂はこれらの諸國がいかなる程度に国連の理念に忠実であるかを実証したのである。」中略、「もし現在の二つの世界の対立に直面して、なお中立の可能性を信じる者があるとするならば、その現実の情勢の認識の欠如に驚くべきではない。さらにわれわれはその道徳的信念と勇氣の欠如を批判せざるを得ない。」こゝう言つて来まして、さらに「もし彼らが真に真理と平和に忠実ならば、共產主義者でない

限り、平和條約や安全保障條約に批判を加える前に、それ以上の熱意をもつて、まず共產主義の理念及びこれを奉ずる國々の現実に批判を向けなければならぬはずである。」こゝう説いて来ておるのであります。さらに「講和と裁判官」と題しまして、これは法曹第三十一号、昭和二十六年十月十五日付の発行であります。これにはこゝういふことを言つておられます。従つてこれらにイデオロギー的に否認する政党がもし存在するとするならば、それは現実の政治の合目的性の考慮は別論として、理論的には当然に非合法と認められなければならない。同一のことは裁判官にも適用される。新憲法の精神を否定する世界観や理論を抱懐する裁判官は、いかに法律技術にすぐれていても、裁判官として不適格である。またこれに對し信念を欠き、または懷疑的な者は裁判官として適當であるとは言えない。それらの者は少くとも高度に良心的であることが要求される裁判官として、安んじてその地位にとどまり得ないわけである。」こゝういふようにして彼は明らかに最高裁判所長官といつたしまして、世界に二つの対立がある、日本はこの一方の自由主義諸國に加担したのである、だからこの相手の共產主義諸國に對して、これは絶対中立的な立場をとるべきではなくして、これは力をもちつて対抗すべきである。要するに早く言えは戦争すべきであるといふ戦争の挑発を行つておる。しかも彼のこゝういふ考え方に同調しない裁判官といふものは、これは裁判官としての地位にとどまり得ないのであると極言しておる。しかもこれは單に彼の思想ではなくして、裁判所時報や

法曹というような雑誌を通じて公表してあるのではありません。しかも彼のこの意見通りのことを国民がやつたといいたしませんならば、これは明らかに刑法で禁止してある外患罪やその他の犯罪に該当することでありませぬ。こういうふうな考え方の上に立つて裁判を行うことを部下の裁判官に指示してあるのではありません。こういう考え方に立つて、彼は最高裁判所の長官といたしまして、裁判の運営をはかろうとしておる。だからこそ、今政治的な事件で検挙された被疑者や被告諸君は、現在の裁判に對して信頼が持てないのは当然ではありませぬか。共產主義的な思想の立場の上に立つてあらゆる行動をとる人に対しては容赦なくやれと言つておるのではありません。これは少くとも行政権から独立して、最も日本の国民の基本的な人権を擁護し、戦争を放棄し、平和を守ることを世界に誓約したこの憲法下における日本の裁判官といたしましては、まことに憲法を否定するような裁判官であるといわなければならぬ。これが長官の地位にある。だからこそこの裁判官に對して、日本の大衆は信頼が持てない。そこにもろ／＼の法廷におけるところの、これを強行しようとする裁判官と被疑者との間に、あるいは被告人との間に、政治的の見解を異にしての、裁判運営についての根本的な相違から来るところの紛糾が起つて来ることは当然であります。このことを無視して、いかに警備員をふやし、裁判所やその他を強化しようといいたしても、国民の側から申しますならば、これは階級裁判、人民を弾圧する機構の強化として映ることは当然ではありませぬか。でありますから、

私はこの法案を審議するにあたりましては、どうしても田中最高裁判所長官の出頭を求めて、彼のこういう考え方が適切であるかどうかというところを、国会といたしまして十分われ／＼の考え方をまとめておいて、そうして今後裁判の運営というものを對する、国家最高の機関としての国会の態度というものをきめなければならぬと思うのであります。私はこの観点からいたしまして、田中最高裁判所長官の本法務委員会への出頭を求めて、彼がしばしば発表しておるところの、かような裁判の運営についての考え方というものを明らかにしなければならぬ。私はその観点から以上の動議を提出する次第であります。

○佐瀬委員長 ちよつと速記をとめて

〔速記中止〕

○佐瀬委員長 では速記を始めてください。

○梨木委員 それでは、私は田中最高裁判所長官の出頭を求める動議を提出いたしました。委員長において、動議だとも国会法からいつてくわいが悪いという話でありますから、——私は従来もこの問題については、どうしても一回はこへ呼ばなければならぬということはおつたのであります。それが、それならばこの動議は、法律に従つた形において本委員会に出席してもらいたいという意見を述べたことに訂正いたします。委員長において適当にはからつてもらうように、意見を述べたということにおきます。

では統いて質疑に入ります。鈴木さんに聞きたいのであります。講和が發効いたしましてから、最高裁判所に

おいて、アメリカ人を法律顧問として雇い入れるというようなことが實際進行してあるという情報を受けておりますが、この点についての経過を詳細に説明してもらいたい。

○鈴木最高裁判所説明員 ただいま御質問になつたアメリカ人を法律顧問として最高裁判所で雇い入れる事実があるというお話ですが、これは、法律顧問というものが妙に歪曲された表現ではないかと思われませぬ。元GHQにありましたミスター・マコーミックというものが、GHQの勤務をやめた後に、日本に残るのを機会に、最高裁判所の図書館、それから研修所における講師という方面の仕事をするために、私法上の契約をした事実はございます。しかしそれはあくまでも図書館の圖書の整備についての事務、それから司法研修所に出て、英米法についての講義をするという意味だけの仕事の内容でありまして、最高裁判所自身が、それを法律顧問として、裁判所に役立てるという意味合いの雇い入れではないわけです。法律顧問といひますと、何か裁判官がすぐそれに直結をして、顧問的なあるいは調査的な役割をさせるように聞えて、物議をかもしやすいかもしれませぬけれども、實際行われておるところは、ただいま申し上げましたような図書館の圖書の整備、それから研修所における講義といった事実をございませぬ。

○梨木委員 このマコーミック氏を、今説明されたようなことで雇い入れるという契約が成立したのはいつであつて、給料その他の報酬、待遇関係はどうなつておるか。

○鈴木最高裁判所説明員 契約の成立したのは五月一日であります。給料は図書館と研修所の方を合計して、多分四万五千円ではなかつたかと思ひます。

○梨木委員 マコーミック氏は、GHQではどういふ仕事をしておつた人でありませぬか。

○鈴木最高裁判所説明員 GHQでは立法司法課のメンバーとして仕事をしておつた人でありませぬ。

○梨木委員 このマコーミック氏を雇い入れるにつきて、これは日本側から頼んで雇い入れたのか、それとも向うから申し出て雇うことになつたのか、どつちでありますか。

○鈴木最高裁判所説明員 御承知のようにGHQが講和の発効と同時に解散をいたしました。同氏が日本に残る希望があつて、最高裁判所の方面で何か自分がアメリカの弁護士として法律家として役に立ち得るようなポストはないかどうか、最高裁判所になければ、そのほかの官署、民間でもいいが、そういうポストはないだろうかというふうなことを、事務局の方に話がありまして、事務局では、研修所等において英米法等の講義なども従来日本の教師を雇つてやつておる関係もあり、時にはGHQの人たちを呼んで講義をしてもらつておつたような関係もあるものでありますから、かた／＼最高裁判所の図書館の整備、ことに英米法関係の圖書の整備ということもございませぬので、それでは最高裁判所で雇おうかということになつたわけで、最高裁判所の方から最初から積極的の先方に話をかけて、雇つたわけではないのです。

○梨木委員 雇入れにつきては、

今の手続はどういふことになつておるのでありますか。最高裁判所の裁判官会議を開いて、これを決定するということに私はなると思つておられますが、そういう手続を踏んでおられますか。

○鈴木最高裁判所説明員 もちろん最高裁判所の司法行政事務は裁判官会議の議を経るのが原則でございます。ただいま申し上げたマコーミックも従来GHQとの連絡の関係上、最高裁判所の裁判官各位においても同人の人となり実力等を知つておるわけですから、マコーミックからこういうふうな依頼があつた。それについては事務局としてこういうふうな考えておるが、実行いたしたいかがどうかということ、裁判官会議にかけて、そうして裁判官会議の承認を経て契約いたしております。

○梨木委員 私たちの情報によりますと、シーボルド氏が日本の大使を非常に希望しておつた。ところがアメリカ側におきまして、シーボルド氏が日本の大使になることについて反対があつた。その反対の一つの理由といたしまして、アメリカにおいてもまた日本においてもそうであるが、それは彼がやはり占領中に日本において外交上のいろいろな責任者としての仕事をやつて来ておる。ところが占領終了後においてもシーボルド氏がさらに大使として日本に赴任することは、占領が依然として継続されておるといふ印象を国民に与えるから、それはぐあいが悪いといふので、非常にシーボルド氏が日本大使になることを要望しておつたにもかかわらず、この人事がさような理由の反対によつてできなかつたということとをわれ／＼聞いておるのであります。

す。同じことは、なるほどマコーミツク氏は最高裁判所の法律顧問ではないかも知れません。しかし占領中にGHQの立法部の非常有力な一人といいたしまして、日本の立法あるいは裁判制度の運営に意見を出し、それが具体化されて来ておつたものと私は考える。そうなりまするならば、今あなたが説明されるように、図書館の仕事だとか、あるいは研修所の仕事をなさるといいますが、実際はアメリカが、日本の独立、講和発効後においても、政府は盛んに独立だと言つておる、われわれ独立だなど一つも考えませんが、講和発効後においても、占領中に日本に指揮命令をおつたその法律家が最高裁判所に入り込んで来るというところにつきましては、私もこれはこれを単にきよな私法上の契約として、単に図書館の仕事や、研修所の仕事だけに終始するものとは実際的には受取ることができません。事實はやはり最高裁判所にアメリカ政府のいろいろの権力的な圧迫が加はることなきにしもありません。この点について、私は、漏れ聞かるところによると、最高裁判所においても、いまさら何もアメリカ人をおの四万五千円を払つて雇い入れなければ、日本の最高裁判所が成り立つていかぬというようなものもあるまいといつて、この人事に対しては非常な不満、反対があつたと聞いておるのでありますが、その辺のところを私は率直にひとつ承りたいと思つておる。

も、日本の官庁の要員ないしは雇用関係に立つて、日本の官庁の内部において活動するということの好ましくないことは、梨木委員の御意見の通りだと思います。ことに行政面においては、何と申しましても、占領当時においていろいろの面で有形、無形の圧迫をこうむつておつたと申して過言でないと思つておつたから、行政面においては、そういうことは一般論としては梨木委員のおつしやる通りかと私も思います。しかし裁判所は御承知の通り、いろいろな法律によつて裁判官の自由裁量を許されておる面もございませうけれども、何といつても憲法並びに法令を唯一の基準として、理論で解決が大体できるものなんです。GHQと裁判所方面との交渉においても、結局は理論で大体のことは解決をいたしておるのであります。従来GHQとの交渉は、いろいろの交渉がありましたが、こちらの言うべきことは理論上こうなるのだといふことで、理論を闘つたつ彼らと大体において交渉をして来た関係だといふように御了解願つて私にはさしつかえないと思つておる。ですから、これはまあ行政部門においても同じかもしれませんが、少くとも司法部門においては、むしろあらわに、お前の言うことが間違つておるのだ、日本の法律からいつても、法律論一般からいつても、そういうことは言えないのだといふことを、彼らとはつきり議論を闘わして来ておつた関係にありま。でありますから、そういう通中でありま。私に裁判所がひどく彼らによつて圧迫を受けていた関係にあり、しかも引續いてマコーミツクを雇用することがその延長であ

るといふように考えられるのは、少くとも司法に関しては、行政面とは若干異なるものがあるのじやないかといふことを御考慮願いたいわけでありま。それからもう一つは、具体的な問題として、かりに私が今申し上げたように、行政面その他の実際の面と司法関係の接点のぐあいは違つておる。当のマコーミツクという人間、人柄が悪ければ、これは最高裁判所としてまた若干の非難をこうむるべき筋合いもあるかと思つておるが、これは私は別にマコーミツクのちようちん持ちをするわけではないのですけれども、私も人事局長としてこの問題を相談を受けてぶつつかつたときに、すぐマコーミツクの人間といふことをまず第一に考えたわけでありま。まあGHQ一般にアメリカの占領要員と申しましても、もちろんピンからキリまでありま。うし、人柄の上でも、われ／＼として賛成できない、感心の行かない人柄の人間もあるわけだ。しかしマコーミツクは、われ／＼が従来つき合つて来た実際の人となりを見ますと、きわめて正直な紳士で、そうして——多分出身はオハイオ州だと思つておるが、オハイオ州の弁護士であり、大学などにも一とき関係をしておつたことのあるような人らしいのであります。人間としてきわめて誠実で、われ／＼が率直にものを言つて話合ひ、向うも率直に裁判所に対していた人で、権力づくで相対していたような人柄でないわけだ。そういう点で私もマコーミツクなうらまあいじやないかといふような考へで賛成したのであります。

もう一つ、そういう人がおるといふことが、裁判所が何かアメリカから指合でも受けるおそれがあるのじやないかといふような懸念もあられるように承りましたけれども、今申しましたように、元來裁判官といふものは、道義、道徳——広く大きくいいますれば、法律も道徳の中に入りま。道義に從つて事をするのが裁判官の生命だと私は存じます。その裁判官の性質から言つて、そしてもう一つはマコーミツクに与えた仕事の上から言つて、今さら最高裁判所がアメリカの何かのサゼスチョンをマコーミツクを通じて受けるというおそれは、私は毛頭ないと思つておる。このことを裁判官會議に議題として出した際にも、裁判官のだけれども、マコーミツクを雇用することは反対だといふ声は一人もなく、あれなら大丈夫だろうといふのが全員の結論であつたことを申し添えます。

○梨木委員 公開の席上ではそういうことだろうと思つておる。しかし私の得た情報によりますと、実は講和発効以前におきまして、講和発効後における日本の裁判についての運営——これには最高裁判所長官も非常に自信がなかつた。どうしてもアメリカのつかい棒を必要とした。そこで彼は極秘裡にアメリカに対して、講和発効後においても適當な——今あなたが言われたような、助言を与えてもらへるような人をひとつ日本にとどめてもらいたいといふ手紙を出しているじやありませんか。この手紙は私信でありますから、あなたは知らないかも知れない。しかし田中最高裁判所長官はこういう手紙を極秘裡に出している事實があるのであります。これはいかがですか。これに基いてこの人事が具体化しているのだと私たちはらんでおるのですが、どうですか。

○鈴木最高裁判所説明員 結論から申し上げますと、さうなことは大デマだと私は信じます。私も人事に關係しておつて、若干その間の消息は知つておるつもりですけれども、少くともマコーミツクの關係において、田中長官から手紙を書いたといふようなことは絶対にないし私は信じておる。ただ今おつしやることは、ほかの要員、つまりやはりGHQの同じところにおる要員が日本に残りたいといふことで、最高裁判所長官から多分向うのシーボルトか何かでしよう、それに対して何か依頼状でも推薦状でも出してくれないうかといわれたといふことは私も聞いておる。しかしそれはマコーミツクではないはずだ。それに対して、長官がはたしてその当の人物の推薦状といふようなものを書いてやつたかどうかといふことは知りませぬけれども、そういう事實を依頼されたといふことは、私何かの機会に聞いたことがありますが、けれどもそれは絶対にマコーミツクの件ではないはずだ。その人がはたして日本に現在残つておるかどうかちよつとわかりませぬけれども、そういうある人物について、残りたいが何か推薦をしてくれないうかといわれたといふことを、長官直接でなくて、私は第三者から聞いたことがありません。しかしそれはマコーミツクではないはずだ。

○梨木委員 大分はつきりして来ましたが、それは私の方の情報でありますからあるいはあなたのおつしやる通りかも知れませんが、そうすると、あなたの今の説明によつても、GHQのある要員が講和発効後においても残りた

い、それについてはひとつ田中最高裁判所長官の推薦状をシーボルト氏に依頼したという事実は、間接にはあなたに聞いておられる、しかしながらこれはマコーミック氏の人事とは関係がないと、こうおっしゃるのでありますか、そこをもう少しはつきり……

○鈴木最高裁判所説明員 先方に推薦してくれといつたのは、最高裁判所に残るようには推薦してくれといつている意味じゃないのです。日本に本人が残りたいといつて残るから残してあげてくれ、推薦してくれといつては、私は聞いておるのです。最高裁判所に残ると、とらないという推薦ではないのです。日本に残るようには推薦してやつてくれなかつたといわれたことを間接的に私は聞いたのです。それはしかし今申し上げたように、全然マコーミックではないのですよ。

○梨木委員 そうすると、このマコーミック氏の契約の期限というものはどういうことになつていきますか。

○鈴木最高裁判所説明員 五月一日から向う一箇年ということになつております。

○梨木委員 そこでこの増員の問題であります、警備員を大体ふやそうといふことに關連しておりますが、四万五千円の高給を払つてアメリカ人を雇う、そういうことをするよりも、これだけの人件費を払うとなれば、少くとも地方裁判所の部長級は二人、それからそれ以下ならば三人くらいは裁判官をさらに勤務させることができる費用であります。私はこの点につきましては、やはりあなたの説明では納得ができません。というのは、現在もう一つ

の法案が出ておりますが——最高裁判所では非常に事件が輻湊しておる、そこで事件を簡単にやりたい、そのために特別法をもう二年延ばしてほしいといふのが出ております。これらの問題と關連いたしません場合に、最高裁判所は裁判の促進についてもつと裁判官をふやさないならぬ、それには裁判官でないようなこういう人を雇つて、これだけの給料を払うといふことは、裁判の促進という問題から見ると、これは少し邪道じゃないか。こういう必要が一体どこにあるのか。もつと裁判を促進させ、迅速にやらせるために、裁判官をもつと充実させて行くといふことの中に問題がありはしないか。もつとも充実させる、といふのは、あなたの御説明では研修所でひつと勉強してもらおうのだからといわれまが、何もこれはアメリカ人の講師を雇つて来なければ、日本では研修所の講師に事を欠くといふほどのことでもありません。あなたの説明ではマコーミック氏は非常に人物としていい人だと言われますが、この中には非常に問題があると思つて、もう一点裁判の促進の問題に關連しまして、あなたの見解を承りたいと思つて。

○鈴木最高裁判所説明員 梨木委員はただいまマコーミックの俸給をもつてすれば、部長級二、三人を雇うとおつしやいましたが、これは部長級として、二、三人であり、一人であり、二、三人といふのは判事補級なんです。ですから、三人どころじゃない。やつと私くらいの判事が一人といふところなんです。人という大勢にはならぬのであります。しかしそういう説明は別とい

たしまして、一人でもよけい實際面に裁判官をふやす方が審理の促進になるではないか、こういうふうにおつしやられれば、当面の問題としては確かにおつしやられる通りかと存じます。けれどもこれは最高裁判所のみじやなく、在野の法曹も、力を合せてお互いに将来の裁判官、将来の弁護士レベルの向上といふことは考えなければならぬ。そういう面には有能な人を働かせるといふことも、最高裁判所としてはやはり考えざるを得ない立場にあるわけであり、当面一人ふやす、二人ふやすといふこともおろそかにできないことである。それと同時に遠い将来を考えて、そのための施設も一方においては怠らないといふことが必要ではないか。一外国人の雇入れでありますけれども、そういう考えからこの問題を取上げていただきたいのであります。何か最高裁判所がマコーミックに対して特殊な関係があるような言説をされるのは、事務当局としてははなはだどうも合点が行かない。不満なんです。

○梨木委員 それではもう少し掘り下げて伺いますが、新聞の報道によりますと、アメリカでは日本に情報センターというものを二十三箇所設置する、そうしてアメリカの予算では、日本の金にいたしまして十九億八百万円を計上してあるといふことではあります。この情報センターは日本の国内のいろいろな情報、これは主として共産党その他のこれに同調する政治活動の情報をとること、それからさらにアメリカの反共宣伝を日本に拡大して行く、そのために図書館というものを非常に利用しようとしている。私はこういうアメ

リカの反共宣伝の情報センターの一環として最高裁判所の図書館へこの人を送り込んで来ているのではないかと、うことを心配するのであります。そうして反共的思想に裁判官の頭腦をかえて行く、裁判の運営もそういう観点からやつて行く、最高裁判所長官の就任以来の言動、特に最近ますます狂暴化して来た最高裁判所長官の言動とこれら一連の事実とを結びつけるところに、具体的にこれらのことが現われて来るように私には思えて、心配でならないのであります。こういう点についてあなたの御見解をお聞きしたいと思つて。

○鈴木最高裁判所説明員 アメリカの情報センターのことは、ただいま初めて伺つたので、何とも申し上げられませんが、私の観測ではマコーミックが図書館の仕事をし、研修所の仕事をすることによつて、特に裁判官の思想が右にかわり左にかわるというふうなことはまずないのではないかと考へております。アメリカ人が日本の裁判官となつて、日本の裁判官の教を凌駕するほどになつて、日本の裁判所において活躍するときにでもなつたら、あるいは彼らによつて左右されるおそれなしといつたしませんが、寧ろマコーミック一人をもつてしては、とてもそういうことは望めないかと察したしております。

○梨木委員 そこで裁判の秩序維持の問題の根本的な考え方について、最高裁判所のあり方——最近の最高裁判所長官のあり方について、これは長官に聞かなければわからないことで、あなたに聞くのは少し無理かもしれませんが、答弁ができたならば答えてもらいたい

と思つてあります。と申しますのは、最高裁判所長官はしばしば、裁判所時報その他のもので、こういうことを發表しておるのであります。世界が二つにわかれておる、日本は自由主義国家の方に属するといふのだ、共産主義国家は国際的ギャンブルだ、これには中立はない。共産主義思想を持つ裁判官は、はつきりいえば新憲法の精神を否定するのだから、裁判官の地位にとどめ得ないのだ、彼が頭の中でそんなことを考へておるのならまだいいが、これを公然と裁判官に訓示し、裁判所時報に發表することは、明らかに最高裁判所長官が思想の自由を裁判官に対して否定しようとするやり方である。裁判官といへども憲法によつてどのような思想を持つと自由であります。しかるに憲法を否定するような思想を持つておる者は、裁判官の地位にとどまり得ないのだ、しかも世の中には正と不正、善と悪、自由と隷従、寛容と暴力、この二つの中に中間はないのだ、黒か白か、どつちかの色でなければならぬといふことである。これは明らかにナチスの全体主義の考えである。こういう乱暴な議論は、吉田ワシントン首相といへどもあまり言わない。しかるに最高裁判所長官ともあろうものが、こういうことを平気で言つておる。一体こういうことについてあなたは最高裁判所の中におられる一人といつたしてどういふ感想を持つておられるか、長官にたてつくような答弁をあなたに求めることは残酷かもしれませんが、田中長官のやり方は明らかに便乗的であり、まったく卑屈な態度である。これは全最高裁判所裁判官の考え方に合致したものでないのでありまし

五

て、中にはこういうやり方に対して大
きな不満を持つておる人のあることを
私は知つております。この点につい
て、裁判の運営について長官と同じよ
うな考え方が最高裁判所の裁判官の全
部を支配しておる考え方がどうか、少
し無理かもしれませんが、あなたの答
えられる範囲において答えてくださ
い。

○鈴木最高裁判所説明員 非常に無理
な御質問でございます。私が最高裁
判所の長官でないことは御承知の通り
でありますから、最高裁判所長官にな
つたつもりで答えるわけには参りませ
んし、そんなくお答えをいたすわけ
にも参らないわけでありませうけれ
も、ただ、たれでも公に発言をする際
においても、私人として発言をする際
においても、人間でございませうから、
その人の思想、考え、世界観というも
のがおのずから出るというところは、や
むを得ないことかと思ひます。俗に言
えば、何を申してもおのずからその人
の地金が出るわけでございます。梨木
委員が御発言になつておる際にも、や
はり梨木委員の世界観、梨木委員の思
想、その人となりが出ると同じく、最
高裁判所の長官といえどもおのずから
その人間の考えやおのずから人柄が出
るといふことは、これはある程度やむ
を得ないと思ひます。ただ梨木委員の
御心配になつてくださるのには、最高裁
判所の長官というのは、新制度になつ
ても、とにかく裁判官のうちでも最も
枢要な地位にある人である、そういう
人の一挙手一投足、一言一句は、ただ
ちに下級裁判所の裁判官あるいは同僚
たる最高裁判所の裁判官の態度、考え
というふうなものに影響するではない

か、そういう地位にある人が軽々しく
自分の考え、自分の世界観というもの
をむき出しにしてはいけぬのじやな
いかという点をおそらくおされて、た
だいまのような御質問になつたのだら
うと思つております。私は最高裁判
所の事務局におりまして、最高裁判所
の長官の言説について、こゝではあり
非であるということも申されぬ立
場かと存じますので、その点について
は、私はお答えを差控えたと思ひま
すが、ただ抽象的に申し上げまして、
要するに最高裁判所長官としての地位
にある人の言説として、個人的な考え
が、それが一体許される程度の言説で
あるかどうかというふうなことに
つて、御批判の結果が最高裁判所の
長官を非とすることになるか是とする
ことになるか、これはやはり批判する
者の若干のニュアンスが出て来るのじ
やないか、こういうふうにご考慮して
おります。ただ裁判官は、御承知のよう
に、本来中立的なものであります。そうし
ていざわかれ、の同僚、われわれの
先輩を見ましても、ある特定のイズム
のために鉄火も辞さないというふうな
傾向の人たちではなくして、常に中正
をとつて進むというふうな性質の人た
ちのようになつております。それで
から、かりに梨木委員の立場から見
て、非常に行き過ぎたというふうにお
思ひになるような言説を最高裁判所の
長官がはいたと仮定いたしましたも、そ
うなことに右へならえを常にするとい
うふうなことまで御心配になる必要は
ないのではないだろうかというふうに、
下級裁判所の裁判官の一人として私
はそ
ういうふうにも考えておるわけであり
ます。

○梨木委員 そこを私は聞きたいので
す。こういう一方に偏して自分の思想
のわりに全裁判官をはめ込もうとする
ようなことを裁判所時報というふう
な出版物を通して、しかも最高裁判所
長官の名義においてなしておる。これ
は明らかに個人的な言動では絶対にあ
りません。これはもう議論の余地はあ
りません。ところでこういう最高裁判
所長官の言説に對して、これが下
級裁判官に与えておる影響、これもあ
なたは今ちよつと触れられましたが、
その点を私はもう少し詳しく聞きたい
のであります。こういうふうなものが
しばしば出ておりますが、これに對し
まして下級裁判官は、田中は何を言つ
ているんだとこれを無視してゐるか、
それともやはり相当な動搖を与えてお
るか、この点が私は問題だと思つて
おる。これは人事の問題として、あなた
の職掌の管轄の範囲内に入らぬと思
つておるが、この影響を私はひとつ
聞きたいと思つておる。

○鈴木最高裁判所説明員 長官の訓示
がどういふふうな影響を下級裁判所の
裁判官に与えるかといふことは、これ
はやはり具体的には正直に申し上げま
しておかないのでございませう。印刷
物となつて現われた場合には、第三者
から申しますと、裁判所以外の人たち
から見ますと、行き過ぎであるとか行
き過ぎではないとかいふようないろいろ
なる印象を与えるかも知れませんが、
部内においての訓示といふことは、い
わば一面において儀式的な意味があり
ますので、その訓示に基いて
な事件に當る際に、その訓示に基いて
どういふ行動をとり、どういふ裁判を
するといふことは、おそらく私はない
のじやないか。長官の訓示というよう
なことも会同の際にはもうやめたい
いじやないかといふような声まで、内
幕を申し上げますと、あるくらいであ
ります。それはもちろん内容が悪いと
かいといふ意味ではなくして、も
うそういう従来のしきたりにこだわ
ることはやめようじやないかといふよ
うなこと、長官の訓示といふこともや
めて、すぐに事務の討議に入つたら
いじやないかといふような声さえ事務
局内部にあるくらいでありますから、
具体的には長官の訓示がどう影響する
かといふことは、実際においても言え
ませんし、それからさう御心配になるほ
どのことはないのじやなからうか、こ
う考えております。

○梨木委員 裁判所の秩序維持の問題
に關連しまして、一昨日長野の地裁の
支部であります、わが党の林百郎議
員が、警察の彈圧の刑事事件に關し
て、勾留理由開示法廷に弁護人として
出廷しようとしたのであります。とこ
ろで私の得た情報では、当日裁判所側
は傍聴人を四十名に限定し、外には鉄
條網を張り、武裝警官たしか三百名と
置いておるのであります。これを配
置いたしました、嚴戒裡に法廷を開い
た、しかも林君が少し時間が遅れるか
らといふことをあらかじめ通告し、し
かし必ず出廷するといふように通告し
てあつたにもかかわらず、林君の出廷
を待たずして法廷を開いた、このため
に被疑者の方から林弁護人の出廷のな
い点を抗議し、こゝで紛糾が起り、そ
のため裁判が進行できなくて閉廷と
なつてしまつた。そのころに林君がか
けつけて、裁判所の裁判官のこ

う不当なやり方について抗議をしよ
うとしたところが、そこで警察官が阻止
した。ところがそのときに何か警察官と
の間に衝突があつたらしいのでありま
す。故障といいますが、もみ合い程度
のものがあつたのであります。林
君は全然その問題に關係してないの
であります。何か大衆と警察官との
もみ合いの結果、ガラスが二枚とか割
れたといふのであります。それをただ
ちに林君のせいになつたとして、林君
を現場で逮捕したといふような事件が
起つておるのであります。もちろんこ
ういふ問題は林君が關係ないことであ
りますから、すぐに釈放したことであ
りますが、私はこの事件に關連いたし
まして、裁判所は裁判の——何と申し
ますが、權威、あるいは裁判所の秩序
の維持といふことに非常に関心を持
つておることは、それはそれといたし
まして、それを實際具体化する場合に
は、——國民の裁判に對する信頼性、支
持、そしてそれから来るところの權威
といふものは、これは國民の意思、感
情、生活に合致したところの裁判を行
うことによつて、初めて裁判の權威と
いふものの信頼性が出て来るのであ
ります。ところが今の裁判のやり方とい
うものは、一番頭にこゝういふ反動的な
田中長官をいただいておるせいであ
りましようか、初めから被疑者を罪人扱
いし、あるいは大衆といふものを犯罪
人扱ひいたしました、そして公判廷と
いふものと大衆とを切り離そうとして
いる。ほんとうに自分の裁判に信頼を
持つなら、自信を持つなら、自分の裁
判が大衆に信頼されてゐる、國民から
支持されてゐるといふ、さういふ自信
がありま

すならば、なぜより多くの大

衆を傍聴人として法廷に入れることをやらないのか、それを限定する。それならば形式上は公開かもしれませんが、実質上は非公開でありませんか、暗黒裁判でありませんか。私はそういう神経を使うところに、すでにもう裁判が国民によつて信頼されておられないという。そういうことを反省しなければならぬ、こう私は考えるのであります。私の情報では、林君の問題はそうなつておる。ここで一番問題になりま

○鈴木最高裁判所説明員 たいまい御質問になりまして事件については、実はまだ詳細のことを報告がございませ

るので、何とも申し上げられないのであります。ただ法廷の警備の必要は、これは第三者がごらんになつた場合と、当該の裁判官と関する裁判官その他の職員が必要である場合と、やはり私は異なるものがあるのではないかと申すのであります。ただいまの御質問のように、まわりに鉄条網を張つて、そして裁判をするというようなことが、常にいかなる事件についても行われるなら、これは私は確かに行き過ぎであり、暗黒裁判であるというよう

しては、私は従来からの考え方、実行のしぶりから見ますと、やむを得ないでそういうことをやつた、きわめて例外中の例外の事件ではないかと思つております。一般的にそういうようなことをして裁判をするというならば、私はこれは非難に値すると思つておるけれども、本件の場合は、やはりそういうようなことをしなければやむを得ない事情があつたのではないかと、そういう事情がなければ、われわれの実際の今までの例として、そういう態度に出るといふことは、絶対に私はないと申し上げていきたいと思います。ただ具体的な事情が必ずあると思つておる、その辺の事情も、私の方でも調べてみますけれども、梨木さんにおいても十分お取調べの上、はたして行き過ぎであるかどうかという点について、お調べをお願いしたいと思います。

○梨木委員 法廷の秩序の維持の問題

に關連しましては、これはどうも裁判所側は自分のやつておる裁判について非常に自信を持つておられないというやうな感じがいたします。だから警官などやよよなものでございまして、権威を維持しようとする、ここが一番問題であると思つておるものであります。だから警官なんかのもの、しつぱい警戒裡に裁判を行うようなことをやればやむを得ない、被疑者、あるいは被告人あるいは傍聴者を刺激する。これはこの間のメーデーの人民広場の事件を見てもわかる。東京だけでありませんか。ほかに全然あつた問題が起つてない。なぜかといへば、警官があつたやうに阻止したり、警官が挑発しておるところに、また政府自身が、もう公園でありまして、だれでも自由に入ることができ

ような広場を、裁判所側もその禁止は不当であるといつておるにかかわらず、その決定にも従わないうで、無理やりにあそこをせまなかつたといふ、こういうところに端が起つておるのではありません。だから問題は、裁判官が自分のやつておることに自信を失ひ、自分のやつておることが大衆に信頼され、支持されるやうな裁判をやらないうで、ここに一番問題がある。そうして法廷内におけるところのいゝゝな進行ぶりにいたしても、頭から押えつけるやうな、こういうやり方をやつて来れば、当然反撃することはあたりまえであります。しかも今の政治的な事件につきまして、これは普通の破廉恥罪と違つたのでありますから、政治的な信念、思想、主張に基いて行つたその行動が、検察庁によつてこれが犯罪視されておるのでありますから、当然そういう自分を圧迫しよう、彈圧しようとするものに対する反対、反抗というものが起つて来ることは当然であります。だからこれはもう普通の事件とは違つたやうな、反共に対しては中長官のやうな、反共に対しては宣戰を布告するやうな、挑戦するやうな、こんな者はみんなひつくくつてしまふといふ、そういうやり方で裁判官が臨めば、これは幾ら警官を動員いたしましても、これではどうして維持ができるものではないかと。最後には国民が審判するのでありますから、だからそういうことを反省しない限りは、私はそれを抜きにいたしまして、全国で七十名ぐらゐの警備員をふやしてみて、それで裁判の秩序を維持しよう、ということ、これはまことにナンセンスであります。それよりも田中長

○佐藤委員 先刻の梨木委員の発言

中、田中最高裁判所長官に対する質疑の動議は、梨木委員において国会法に基いて撤回されましたから、それにかゝる御要望に対して委員長として後日理事會に諮つて適当な処理を行いたいと思つておる。

裁判所職員定員法等の一部改正に關する審議は本日はこの程度にとどめます。次に、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に關する法律の一部を改正する法律案について審議を進めます。

○梨木委員 この特例につきまして

は、この特例ができたときの審議に當りまして、私は最高裁判所と一つの約束をしたつもりであるのであります。それはこのやうな最高裁判所に事件が非常に輻湊しておる、そのために簡略な扱いをしなければならぬという事情から、この特例法を出して来たのだといふことではあります。これに關連しまして、それでは今の最高裁判所の陣容では事件が輻湊して遅延するのはあたりまえであります。なぜならば従来大審院當時におきましてはたしか三十名以上の裁判官によつて上告事件が扱われておつたわけでありまして、ところがこれを現在十五名に減らしておるの

うことが予想されたわけでありまして。でありますから、問題は憲法裁判所と上告裁判所、この制度的な問題をどう処理するかということ、この根本問題を解決しなければならぬ。これをしないでおいて、こういう特例といふものをやたらに出して来まして、そうして基本的な人権に対する脅威を与えるやうなことに對しては、われわれは賛成できない、こういうことを申しまして、それではひとつ一年ということにして、その間に研究しよう、こういうことであつたと私は記憶しておるのであります。そこで私は一体最高裁判所はこの機会に、憲法裁判所としての最高裁判所と、それから上告事件の取扱ひについての裁判制度、これをどういうやうに研究され、それがどこまで進んで来て、どういふ方針をとつておるか、これを聞いておきたいのであります。

○佐藤委員 政府側として

一応お答え申し上げます。まさに今お話に出ましたやうに、この特例法制定の際に、期限を二年と切られておつて、その際におけるこちらの話もあり、また政府当局者としても、その間にできるだけ本格的な制度をつくり上げるべく努力をしたいという態度で出發したわけでございます。われわれの方では法制審議會という諮問機關がございまして、非常に有力な諮問機關がございまして、それらに諮問し、また部外の關係者の協力を得まして、今日まであらゆる知能を動員して研究しておつたのであります。結局事柄自身はやはりいろいろむづかしい問題があるといふことではあります。今憲法裁判所といふお言葉もございまして、純粋の憲法裁判所にこの最高裁判所を徹す

る、純粹の憲法裁判所にしてしまおうということは、これは御承知のように憲法上の疑義もございませうから、そう割切るわけにはいかない。なお上告部をどこかに置いたらどうかという議論、これも昔からあつた議論でございませう。その他あらゆる角度からの議論が、またそれらに対する反駁があり、まさに賛否相半ばするということでも熱心なる検討にもかかわらず、これならば大丈夫という自信のある案がまだできなかったわけでありませう。もとより事柄はお話のようにきわめて重要な事柄でありますから、軽率にきめるべきことでないわけでありませうので、われわれとしては今の態度をそのまま存続いたして、りつばな結論が出るようになお努力を続けて行きたい。そのためにはとにかくこの特例法というものは今までも若干役に立つておるのでありますし、またこれ自身は御承知のように刑事訴訟法にもあるものであつて、そう不当なものであるとも思われませんから、あとしばらく、二年間の御猶予を願いたいというのが、この案の趣旨でございませう。

○梨木委員 その研究の確定的な結論でなくともよろしいと思ひますが、その研究を進められた中で出て来ている代表的な考え方、それもどの程度の人々がそれを支持しておるかというふうなことを少し聞かしていただきたい。

○佐藤(達)政府委員 これは現行のこの特例法を起案するときからいろいろ議論があつたのですが、一番比較的多くの人が主張したのは、先ほど触れました上告部というものをどこかに置いたらどうか。東京の最高裁判所が高等裁判所に上告部を置いて、そこに一段

階を加えたらどうかというものが、やはり依然として一応の主流をなした議論であります。これは前からやはり有力なそれに対する反対論があつたのであります。今回われわれがこの二年間にやりました勉強の過程におきまして、学会方面からは有力な反対論があり、一口にいへば、この裁判官の数であるとかあるいはその他の施設とか、それらのわが、今までのわくのままで上告部を置いたところで、ちよつと同一限られた材料で二階建の建物を三階建にするようなもので、ことに第一階の強化というふうなことが叫ばれておる今日、そういうことになると、その方とまた矛盾する結果になりやしないかというふうな議論、その他またお尋ねに応じて答へますが、そういう有力な反対論がありまして、なか／＼これが最後のいい案であるといふところまでの確信を得ておらないのであります。そういうふうなことで今回の措置に出たわけでございます。

○梨木委員 この上告裁判所を別にしろえらということになりませうれば、今の最高裁判所を憲法問題の裁判に限定するといふような考え方、これが実現するといふしませうならば、どうして私も現在の最高裁判所の裁判官といふものは、上告事件も扱ふというところを考慮に入れて、裁判官の経験のある者というものが一つの条件になつておつたかと思つてございませう。でありますから、そういうふうな憲法裁判所とそれから上告裁判所のものをおけるということになりませうならば、現在の最高裁判所の裁判官の人事についても、これは検討しなければならぬといふ私は考へるのであります。これにつ

いてはどういうように、研究の過程で論議が出ておつたかということを開きたい。

○佐藤(達)政府委員 先ほど触れましたように、この最高裁判所を純粹の憲法裁判所に限定してしまふというところが、憲法の解釈上できるかどうかというところをわれ／＼は疑いを持つておるわけでありませうから、ある種の上告事件は、憲法事件以外にもやはり持つてもらわねばならぬだろうというところになるので、今お尋ねになりましたような人事の問題等については、それが必然的な関連はなかつたわけでありませう。

○梨木委員 そういたしますと、今最高裁判所の持つておる民事事件、この民事事件はこの前も一年と記憶しておりますが、大体私はこれが記憶しておりますので、二年でありませうか、その間に全部解決できる、処理できる、だからこれをつくつてもらへば大丈夫なんだ、こういう言明があつたと私は記憶しております。ところが二年たつてもやはりまた延ばしてくれ、これはこの種の暫定法については、提案者の方では、一年でも二年でもいいからひとつ期限を切つて、それを承認さえておけばあとまた何とかなるということを出して来るのが非常に多いのであります。案の定をういう調子で、また二年延ばすといふこと出て来ておりますが、これを期限を切つた二年間に処理できなかつたのはどういふわけですか。これは確かに国会に対して提案者側から説明した説明と食い違つておるのであります。このことについて説明を願ひたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 私の承知してお

りますところでは、先ほど私が正直に申し上げましたように、この二年の間にむしろ本格的な解決方法を考へようがないかということ、出発したよ

うな気がしております。また現に私もはそのつもりでやつておるのであります。ただ今の実績の問題はこの間、梨木委員のお留守のときであつたか、鈴木説明員から詳しくお話がありまして、この二年の間は旧件の事件、すなわちこの特例法の適用になり得ない事件が相当あつたために、それほど実績はあがつておらなかつたかもしれないが、今後の二年間には非常に促進にな

るといふようなことで、非常に樂觀的に考へれば、今後二年でもうこの特例法そのものはいらなくなるといふようなことも、あるいは想像できるかも知れぬようなお口ぶりであつたのであります。それならばそれで話はきわめて簡単でありますけれども、われ／＼の態度は、それはそれとして、何か根本的な解決方法があればということ、研究を続けて行きたい、そういうのが現在の態度であります。

○梨木委員 その点について、もう少し鈴木さんの説明を願ひたいのです。二年間で未済は全部やれますか。

○鈴木最高裁判所説明員 事件の数の増減、新受件数、新たに受ける件数の増減ということ、それから既済の件数の増減というふうなことも、これは数学的に正確にはもとより申し上げられないわけでございます。しかしこの前の委員会にも申し上げましたように、大体この特例法が二年間延長されるとして、第二年度における新受件数を、従来の新件数のふえる数から推定をいたしますと、第二年度における年間

の新受件数を大体二千五百件と推定すればいいのではないかと。そうしてその二年目の最初における未済事件が大体二千件くらいになるではないかと。そうしますと、その特例法が二年延長された場合は、第二年度には約四千五百件の民事事件があるということになり、それは刑事事件の少くなることによつて生れるところの力を民事に振り向け、民事の方の事件で旧件がなくなつて、第二年度においては新件のみになるといふことの予想をとれば、民事自体のスピードも早くなるし、従つて第二年度には大体月に三百件くらいの民事事件を最高裁判所で片づけられるといふことに想定いたしますと、第二年度の末においては、四千五百件のうち三千六百件を片づけ、従つて約九百件を残す。そしてその九百件は、大体一月の処理件数を三百件とすると、三箇月分になるので、大体常にこの三箇月分くらいの事件を手持ちしておることが、最高裁判所の事件処理からいつて理想的な状態だと思はれるわけでありませう。三箇月分の手持ち事件を持つておるといふことは、結局最高裁判所で新たに受理した事件が、理想的に進行された場合に、三箇月後には審理が終り判決になるという点からい

つて、そう申し上げるわけでございます。九百件がつまり通常の状態における手持ち件数だ、そういう意味で、二年の末においては大体平常の状態に民事事件が復するのではないかと、こういうふうに想像して、この前の委員会で、その詳細を申し上げたわけでございます。

○梨木委員 月に三百件と申しますと、これは一日十件、ところが毎日開廷

八

してあるわけではないので、物理的にいつても、私はこれは耐えられないことであろうし、さらに現在の最高裁判所の機能からいつても、これでは裁判ではないと思うのであります。こういうところにこそやはり現在の最高裁判所の機能について十分な検討をしない限りは、責任のある人権の保護という建前を貫徹することが、今の説明からではまったく不可能に陥つておるといふことに疑着すると私は思います。なぜならば一日に十件も扱ふといふことは、とてもできるわけではありませぬ。しかも事件によつては非常に龐大なものもありますから——もつとも簡單なものも幾らかあるかも知れませんが、それにいたしましても、これは私にはできないことだと思ふのであります。現在最高裁判所は、民事事件を一日に幾ら処理しておるか、これを聞きたいと思ひます。

○鈴木最高裁判所説明員 最近の統計に現われた民事事件の既済件数を一箇月を単位として申し上げますと、昭和二十七年一月には六十四件片づけております。これは御承知のように、一月は若干祝祭日等がありまして、裁判官等がフルに働けないというのが、若干少い理由でございます。二月が百二十一件、三月が百十二件、四月が百十二件、こういうふうになつております。それで大体百件と見積りまして、まあさいぜんちよつと申し上げましたが、刑事事件が減少する余力を民事へまわすといふことと、それから特例法の適用のない事件が大体一箇年すれば片づくだろう、そうすれば特例法の適用のある新件のみになるということ、従つて現在よりも若干スピードが加わるの

ではないかというふうな観点から、二年目の年には現在のほば三倍くらいは処理能力が出て来るのではないかと、うように考えたわけですが、これはあるいは若干案牘に過ぎる数かも知れませんが御指摘のあつたように、全部が全部みな裁判官が案智を集めなければ判決ができないというふうな難件ばかりでもありませんし、現在の民事の事件——刑事事件についてもでありますけれども、上告のために上告をしておるといふような事件もかなりあるように見受けられますから、その全部が通常のようにむずかしい事件とはかりは考えられないのが、現在の状態であるといふことを申し上げておきます。

○梨木委員 刑事事件が減少するその余力を向けるというお話でありますので、これに関連して私は聞きたいのであります。現在の最高裁判所へ受付になつてから一年、二年を経ている判決のないものが——私の知つておるものについても、たとえば政令二百一号の事件はまだ判決はないと思ふのであります。こういう状態である。そこで刑事事件につきまして、受理されてから一年以上たつてまだ判決されないものはどれくらいあるか、二年たつて判決にならないものはどういふことになつておるか、これを伺いたたいのであります。

○鈴木最高裁判所説明員 ただいまの御質問に対しては、資料を持つておりませんが、私の承知しておるところを申し上げますと、大体今二十三年、二十四年の事件というふうなものは片づいておると思ひます。大体二十五年以後の事件だろうと思ひます。

○梨木委員 この資料をひとつぜひ出していただきたいと思ふのであります。これにつきまして、もちろん被告の立場からいへば裁判が延びることを希望するものもあるかも知れませぬ。しかしまた、その事件のためにいろいろ社会的な活動を非常に阻害されている多くの人がおると思ふのであります。特に政令二百一号の事件につきましては、これは最高裁判所は専断にも非常に延ばしておる。このために下級裁判所がこの事件を扱えないといふのではなくて、どうせ最高裁判所が判決すればそれに従わなければならない。急いでもしかたがないという気分が率直に言つてあると思ふのです。従ひまして、特に憲法に関連しての重要な裁判事件についてはもちろん慎重を要します。しかしまた一方、迅速に最高裁判所が態度を明らかにすることが国民の権利を保護する上から非常に必要なことであると思ひまして、私はそういう観点から最高裁判所の扱ひ方についての検討の資料にこれをぜひ出していただきたいと思ひます。

○佐瀬委員長 他に御質問はございませんか。——それでは本日はこの程度にとどめ、明二十日午後一時より会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十三分散会

昭和二十七年五月二十九日印刷

昭和二十七年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所